

相馬
ゆうこの

南千住レポート

まちづくり・
くらしの情報を
届けます

区議団控え室 荒川区荒川2-2-3区役所内5階 ☎3802-4627

FAX:3806-9246/メール:arajcp@tcn-catv.ne.jp

相馬ゆうこ事務所 荒川区南千住5-1-6・2階

☎・FAX:3807-4192

jcp-arakawakugidan.jp/
ツイッター @m1010_yuko
araken-nan.jugem.jp

水害も心配 ハザードマップで普段から確認を

台風14・15号の影響で、18日・24日には区内にも大雨警報が出され、風も強く、みなさん大丈夫だったでしょうか。18日には南千住7丁目、町屋2丁目道路冠水、荒川工高の樹木が倒れる被害があったそう。24日については被害報告はありませんが、お気づきのことがあればご連絡ください。

あちこちで
道路冠水も

コツ通り～ドナウ通り間の常磐線ガード下のアンダーパスで、2004年以降6回も冠水。勾配がきつい上、排水管が細く、周りに使われている石灰が流れて詰まってしまうなど、構造的な問題もあるよう。都市計画道路331号線の一部で、区

2004年以降の冠水か所



は「整備が完了すれば解消される」としてはいますが、雨天時は滑りやすく、お気をつけ下さい。

また、南千住で2004年以降に冠水被害が報告された場所は他

に8か所(図)ありますが、現在はほぼ改善されています。



静岡市清水区、島田市などで24日から約5万5千世帯が断水。29日から段階的に改善のようですが、県と市の連携が悪く、救援が後手に回っているようで心配です。



1人で投票が難しい方に「投票支援カード」を



13日の本会議で、日本共産党区議団から「障がいがあるなど投票が難しい方を支援するため『投票支援カード』の導入を」と区に求めました。

「投票支援カード」は、「代理投票をしてください」「投票所で手伝って欲しいことは〇〇です」など投票時に係員に手伝ってほしいことを事前に記入し、投票当日に係員に渡すためのカードです。高齢の方々や障がいがある方から、「当日にその場でお願いするのは勇気が必要、ハードルが高く、結局、棄権してしまう」などの声があり、全国各地の自治体で導入されています。23区では足立、江戸川などで導入されており「荒川区でも具体化を」と対策を求めました。



区は「来年の区議会議員選挙から、投票整理券と一緒に郵送する。ホームページでも広報しダウンロード出来るようにする」と答弁。日本障害者協議会がアンケート調査をまとめた「投票での困りごと事例」や、「障害をもつ人の参政権保障連絡会」の「選挙のしおり」なども参考に、当事者が安心して投票できるよう、これからも取り組みの強化を求めます。

とう ひょう し えん 投票支援カード

投票にお手伝いが必要な方は、このカードに書いて
「はい」または「いいえ」を記入し、投票所係員に渡してください。

あなたがしてほしいことを選んでください。

- ☐ 投票用紙に代わりを書いてほしい（代筆してほしい）。
☐ そのほかの手伝ってほしいことを書いてください。

- 例
- ・声をかけてゆっくりと願望して欲しい。
 - ・手をつないで案内して欲しい。
 - ・顔合わせを助けて欲しい。
 - ・コミュニケーションボードを使って欲しい。

「南千住第三幼稚園の閉園中止を求める陳情」提出に

陳情は「荒川区の幼児教育は、区立・私立の幼稚園がそれぞれの役割を十分に担うべく、（略）区立幼稚園のみを対象とした拙速な閉園に反対」「保護者と園児の理解が得られておらず到底受け入れられるものではない」として、南千住第三幼稚園の閉園中止を求めるものです。

区立幼稚園・こども園の廃止問題について、区議会へ新たに「南千住第三幼稚園の閉園に関する陳情書」が提出されました。



荒川区立南千住第三幼稚園の閉園に関する陳情書

陳情
荒川区立南千住第三幼稚園の閉園中止を要請致します。

理由
荒川区の幼児教育は、区立、私立の幼稚園がそれぞれの役割を十分に担うべく、お互いに協力・情報交換・競争しながら切磋琢磨し、荒川区全体の幼児教育内容を高める事及び、誰もが安心して、子どもを預けられる環境を確保出来るようにする必要があります。改善は、幼児教育全体で行うべきで区立幼稚園のみを対象とした、拙速な閉園に反対いたします。また、保護者と園児の理解が得られておらず、実態の閉園の要請は到底受け入れられるものではありません。荒川区立南千住第三幼稚園の閉園中止を強く要請致します。

令和4年9月29日

町屋、東日暮里の各園の存続を求める陳情は「趣旨採択」となっており、今回の陳情に対し区議会の早期の判断が求められています。

〈法律・生活相談〉

10月の定例法律相談日は 13日(木)です

ご要望やご相談などは随時ご連絡ください。事務所での定例法律相談は、毎月第二木曜午後6時からですが、平日の午後に法律事務所（北千住）でも可能です。

事前時、お名前・電話番号等を下記の留守番電話に録音して下さい。

相馬 ゆうこ事務所 南千住5-1-6-2階 ☎3807-4192

「インフルエンザ予防接種の要望書」にご協力を

先週のレポートに折り込んだ「インフルエンザ予防接種の助成を求める要望書」について、「記入後の届け先は？」とご質問を頂いています。記載がなくすみませんでした。メールやファックス、事務所のポストに…など、どんなかたちでも結構です。時間がない、移動がむずかしい場合はこちらから取りに伺いますので、ご連絡下さい。お手数をおかけします。



メールも頂いています。「最近、南千住に引っ越してきました。子どもを3人育てています。引っ越し前の区は子どものインフルエンザ予防接種に助成があり大変助かっていました。助成がないと、子ども1人あたり7,000円×3人で約20,000円の出費となり、予防接種をためらってしまいます…助成の拡充を切実に願います」



【65歳以上の助成状況】

無料	千代田、港、 渋谷、足立
65～69歳：自己負担2,500円 70歳以上：無料	目黒
65～71歳：自己負担2,500円 72歳以上：無料	北
65～74歳：自己負担2,500円 75歳以上：無料	中央、新宿、 墨田、江東
自己負担2,500円	荒川など13区

子どもへの助成は23区中11区で実施、助成額は全額～1,000円と様々ですが、負担軽減を実施。また、今年は65歳以上の高齢者は無料ですが、通常は65歳以上無料は4区。70歳・72歳・75歳以上が無料の区がそれぞれ表のようになっています。荒川区でも予防接種を希望する方が経済的な理由でためらうことがないよう、助成拡充を求めます。

←9/11号に載せた表に少し
間違いがあったので、再掲です



「6丁目ライフ前の安全対策を」

ご意見頂きました。

「現在節電のためか、

ライフの看板が消灯しておりライフ横の十字路周辺はとても暗いです。またライフの看板が点灯すれば問題ないのですが、ぜひこの暗い状況を区にも確認・対応してほしいです。…また、この十字路に衝突止の柵やポールがあるのですが、何度も(車がぶつかり?)直しています。それだけぶつかる危険がある所であり、また何度も直すことで無駄も多いと思います。もっと頑丈なものにして欲しい」



南千住6丁目ライフの前の交差点は、隅田川方面から左折するとカーブがきつく、ガードにぶつけてしまう車が多いようです。区は「すみ切りも難しいため、何ができるか考える」とのこと。通行も多い場所なので、安全対策を工夫したい。



自宅療養どうなる!?コロナ全数把握見直し、区も一部公表を終了

国の方針をうけ、都は9月26日(月)から新型コロナ陽性者の全数把握を中止。区はこれまで、ホームページで陽性者数とその内訳(性別、年代、療養状況等)を公表してきましたが、今後は高リスクの方にかかる数のみとし、施設ごとの発生状況についても公表を終了しました。一方、学校や保育園等の対応や学級閉鎖の基準などに変更はなく「今まで通り」とのことです。

65歳以上や妊婦など重症化リスクが高い方への対応はこれまで通りですが、65歳未満

で入院を要しない方が陽性となった場合、都福祉保健局ホームページから、自分で「陽性者登録センター」に登録申請が必要です。食料配送やパルスオキシメーターの貸出、宿泊療養施設を希望する場合は、申請時に記入することでサービスが受けられます。

専門家は「医療体制を維持していくための転換点」とする一方、「感染状況の分析が難しくなる」との意見も。区の対応について、心配なことがあればご相談下さい。



パート・アルバイトの社会保険の対象がひろがります

10月から、パート・アルバイトなど非正規雇用の方が社会保険適用となる範囲が広がります。



これまで、「従業員数500人超の企業」に勤める非正規の方で、要件(※)を満たす場合は、社会保険加入が義務づけられていました。10月から「従業員数101人以上の企業」に拡大、要件を満たすパート・アルバイトなどの方は国保から社保への切り替えが求められます。

さらに、2024年10月からは「従業員数50人超の企業」に拡大される予定です。国保から社保になることで負担が減る場合・ふえる場合もあります。正規雇用が減っていることが問題です。また、賃上げ対策も含め中小企業への保険料支援が必要です。

※対象となる要件

- ①勤務時間：週20時間以上
- ②月額賃金：88,000円以上
- ③継続して2か月以上雇用される見込み
- ④学生でない(休学中、夜間学生は対象)

ご意見・ご質問頂きました ○ニュースのマンション配布について「住居侵入にならない?」とご質問頂きました。実は、2018年に三鷹市議の活動報告チラシを「チラシお断り」の表示がある集合ポストで配布したことの裁判で一審、控訴審とも、配布を認める確定判決があります。①管理組合などが投函を禁止・拒否していても、活動ニュース投函を住居部分ではなく扉が施錠されていないエントランス等への立ち入りは建造物侵入罪に当たらない②紙1枚程度の投函は不法行為にならない。というものです。住民が主役で情報提供をとがんばっています。ご理解を、どうかよろしくお願いします。

